

山梨市空き家バンク制度利用チェックシート（法人利用希望者用）

以下のことについて確認・承知した上で、「『空き家バンク』利用登録申込書（様式第7号）」を提出します。

申請者 _____

	番号	項目	チェック
市からの確認事項	1	定住若しくは定期的な滞在をする方ですか。	はい・いいえ
	2	経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる方ですか。あるいは本市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる方ですか。	はい・いいえ
	3	空き家バンク物件の住所を法人登記に使用する為だけに登録することはありません。	はい・いいえ
	4	暴力団等、反社会的勢力に属していません。 また、契約時は契約要綱に従います。	はい・いいえ
市からの説明事項	5	交渉・契約等に関しての仲介業務は、市と業務協定を締結している（公社）山梨県宅地建物取引業協会（以下「宅建業者」）が行うこととなります。なお、仲介に係る報酬として宅地建物取引業法で定められた媒介手数料が発生します。	<input type="checkbox"/>
	6	空き家バンクへ登録した個人情報・関係資料は、必要に応じて宅建業者及び空き家の所有者等に提供されます。この情報は、本事業の目的以外に利用いたしません。	<input type="checkbox"/>
	7	空き家バンクへ登録されると、空き家の所有者等の情報が提供されます。この情報は、ご自身が利用目的に沿って利用し、決して他の目的で使用するようお願いいたします。	<input type="checkbox"/>
	8	空き家バンクへ登録後、未契約のまま2年が経過しますと、自動的に登録抹消となります。再度登録を希望される場合には、改めて登録申込みが必要となります。	<input type="checkbox"/>
	9	市は、交渉・契約等で発生するトラブル等には一切関与いたしません。	<input type="checkbox"/>
	10	契約後に、近隣住民と調和を取り騒音や公害等のトラブルがないようお願い致します。	<input type="checkbox"/>
	11	農地の購入には、農地としての利用、農地以外利用（農地転用）に関わらず、農地法の許可が必要となります。空き家に付随する、農地等に係る手続きについては、農業委員会への事前相談が必要となります。 ※該当する場合のみチェックしてください。	<input type="checkbox"/>